

# 臨床心理士養成 指定大学院連絡協議会報

The Japanese Association for Graduate Programs in Clinical Psychology

第3号 2006年(平成18年)  
3月31日

第2巻第2号

巻頭言 専門職学位課程の現状と課題	1
特集1：連絡協議会第5回大会 年次総会シンポジウム報告	3
特集2：財団法人日本臨床心理士 資格認定協会に対するQ&A	6
報告：「臨床心理士養成専門職 大学院情報交換の集い」	7

## 巻頭言 専門職学位課程の現状と課題

財団法人日本臨床心理士資格認定協会  
専務理事

大塚義孝

臨床心理士の特化した専門教育を行う、指定大学院制度が生れて10年目になろうとしています。臨床心理士の資格審査(試験)の受験資格も、平成19年度(2007)からは完全に指定大学院修了者と、臨床心理修士(専門職)学位を取得した、いわゆる専門職大学院修了者の2種類に限られることになりました。本稿では、この新しく定められた専門職大学院に関連して述べたいと思います。

昨年夏の臨床心理士資格法制化をめぐる文部科学省、厚生労働省を背景とした関係国会議員各位の努力の実状においても、法案条項には、この専門職大学院修了者も臨床心理士の受験資格を有することが明記されていました。幸か不幸か、この法案提出寸前で、うたかたの夢の如く国会提出はストップになってしまいました。しかし、今後どのような状況が展開されようとも、平成14年(2002)10月の第155回国会で成立した学校教育法、つまり第65条第2項で、明記された「大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度

の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする」の法律として、われわれの指定大学院や、臨床心理士養成に資する専門職大学院に決定的な影響を与えることになりました。とくに平成17年(2005)4月より、この法律にもとづき認可された、「九州大学専門職大学院人間環境学府 実践臨床心理学専攻」の具体的な展開(定員30名)は、指定大学院の養成課程でご尽力されている先生方にとっても無視できない事実です。

認定協会としても、こうした法律の新設と九州大学当局の具体化に即応して、平成17年4月1日付改正により、臨床心理士資格審査規定の第8条第1項の三に次の条項を新設しました。つまり、第1項「一」の1種指定大学院と「二」の2種指定大学院修了者に対する受験資格を可とする記載に加えての「三」であります。

「学校教育法に基づく大学院において、臨床心理学

又はそれに準ずる心理臨床に関する分野を専攻する専門職学位課程を修了した者

ところで、この専門職学位課程に求められる教育・訓練の特化は極めて重要な課題です。認定協会としても平成16年3月31日付で「臨床心理士養成に関する専門職大学院の在り方について」関係機関への提言を行っています。この検討会議は、いわゆる三団体の関係者から成り、京都大学大学院の藤原勝紀教授を座長とするもので、その骨子は以下の三種をモデルとして提示しています。

**モデル1.** 学部で臨床心理学等の専門基礎を身につけた者で臨床心理士養成の基本モデル（修業年限2年として修了要件50単位以上）

基幹科目（20単位以上）

臨床心理学原論、臨床心理査定、臨床心理面接学、臨床心理事例研究等

展開科目（10単位以上）

臨床心理地域援助学、臨床心理調査研究、総合的事例研究

選択科目（10単位以上）

認知行動論、生涯発達論、犯罪心理臨床論、心身医学、臨床精神医学等

選択特修科目群（10単位以上）

臨床実践事例特修科目（教育・医療・子ども・成人等）

臨床実践技能特修科目（査定・面接・理論・技法等）

**モデル2.** 学部臨床心理学出身者

40単位以上（1年6ヵ月修了も可・以下省略）

**モデル3.** 学部で臨床心理学を履修しなかった社会人等（以下省略）

50単位以上

これらは、すべて修士論文の提出は求めないが、修了時に附属心理臨床センター等で担当した事例の研究報告論文を提出することを原則としています。

九州大学専門職大学院も、これらを参照されながら44単位以上とする独自のモデル的カリキュラムを構築され、平成19年3月には専門職学位課程修了生第1号の誕生が期待されています。実は、こうした現実をふまえ、認定協会としても早急に、専門職大学院修了者にどのような臨床心理士

としての専門資格を認証するための審査（試験）を実施するのか、平成17年4月以降、くり返し検討が重ねられてきました。現在実施されている臨床心理士資格認定試験は、法律的に学校教育法第65条第1項に該当する修士課程修了者を基本モデルとして行われています。2年間に30単位以上の取得と臨床心理学に関する修士論文の提出を条件としています。

これに対して、専門職学位課程修了者は、修士論文は求めないが40～50単位の実質的な実践科目のインテンシブな履修と訓練が求められています。30単位の指定大学院修了者と同じでは、新しいコース構築の意義が拡散する。何らかの目に見えた具体的手法が求められてきました。平成17年4月1日に制定された「専門職大学院運用内規」の一部改定のテーマです。

専門職学位課程修了者には、入学後の2回生の秋に受験資格を与える方式も提案されました。しかし最終的には、指定大学院修了者に実施される臨床心理士資格審査（試験）のうち、マーク・シートの筆記試験と面接試験に限る（論文試験の免除）とする案が、承認成立することになりました（平成18年4月1日付）。

平成19年度（2007）から文字通り指定大学院修了者と専門職大学院修了者が同席で、その実力が問われることとなります。まだまだ専門職学位課程は九州大学大学院一校にとどまっています。いかにこの専門職大学院課程の充実発展を図るかが焦眉の課題です。1種校の発展的姿が、一応の専門職大学院モデルとも言えそうです。しかしあまり硬直した視点は望ましくありません。学校教育法第65条の第1項にもとづく今日只今の指定大学院も、充分にその存在価値を有するもので、今後複眼的な視座でかかわることこそ正しい焦眉の課題といえましょう。

もっとも焦眉の課題のもう一つの「テーマ」は指定コースであろうが専門職コースであろうが、出口としての職場の充実と多面化に、どう資するかにあります。スクールカウンセラー事業だけにとどまるものではないからです。

## 特集：1 連絡協議会第5回大会年次総会シンポジウム 『臨床心理士養成のための臨床心理実習をめぐる』報告

### シンポジウムの企画意図について

連絡協議会理事 専修大学 乾 吉佑

平成8年から施行された指定制大学院の臨床教育は、平成12年度から臨床心理士の根幹を形成する臨床心理実習を重視するものとなりました。その後5年が経過しましたが、平準化した臨床心理実習が院生に提供されているかという点、必ずしも諸とはいかぬ実情が認定協会の臨床査察では報告されています。

そのような状況を受けて、協議会は会員校の各々の実情を勘案しながら臨床心理実習を適切に院生に提供するにはどうするかについて、昨年そして今年の総会の重要な課題としてシンポジウムで取り上げました。昨年は、第1種指定校、第2種指定校の取り組みについて概括的な経験が述べられ、本年はもう少し具体的な課題について論じていただくことを期待して、3人の演者にご発言を頂きたいとお願い致しました。つまり、学校内部実習に関与されている立場と学外実習に送り出す立場そして学外実習を受け入れておられる施設からのご提言を頂くというものです。

具体的には、①藤田先生には、内部施設で院生と共に事例を担当している専任カウンセラーとしてのお立場から、事例担当、スーパーヴィジョンやケースカンファレンスの指導を通して、いま実際的な問題になっている課題について、②学外実習に院生を送り出す側から、どんな課題や問題点があるかを門前先生に、③一方、岡先生には正田病院（精神科病院）に実習生を受け入れご指導いただいている立場から、指定大学院としての留意点、あるいは他の専門職種（作業療法士、精神保健福祉士など）と異なる臨床心理士のアイデンティティ形成のための工夫等についても話題提供いただくようお願いいたしました。

なお、詳細については後述の各発言者及び全体討論をご参照ください。

平成17年9月16日（金）

### シンポジウム

### 『臨床心理士養成のための臨床心理実習をめぐる』

#### 話題提供：

附属心理教育センタースタッフからの提言

藤田 博康（帝塚山学院大学大学院）

実習先に院生を送り出す側から

門前豊志子（駒沢女子大学大学院）

学外実習施設からの提言

岡 秀樹（正田病院）

司 会：乾 吉佑

## 「附属心理教育センター スタッフからの提言」

帝塚山学院大学大学院 藤田博康

開校3年目の新しい大学院である本校における附属心理教育センターを中心とした臨床心理実習の実情を、課題等交えて紹介する。まず、修士1年後期からのケース担当を目標として、当初からロールプレイ訓練等を徹底して行っている。その際、臨床家としての基本的態度や倫理的姿勢の涵養も念頭においているが、3年目となり、スタッフや先輩らを通じ、心理臨床活動を支える全体的な「雰囲気」が出来上がりつつある。学生は2年間で、中絶、終結も含めて平均一人5ケース程度担当する。教員と大学事務局側が一丸となり、広報活動等ケースの確保に努力している。週1度のケースカンファレンスでは、インテーク報告、事例検討会が行われ、臨床心理士資格を持つ8名の教員のほか専任カウンセラーも出席し、おのおの専門性に基づいて広範囲のケースに対する活発な議論、指導等がなされる。その他、費用大学負担(上限つき)での大学外部の専門家による個人スーパービジョン、教員や専任カウンセラーによる個人およびグループスーパービジョン、センター紀要への事例研究執筆指導とコメント、他大学との宿泊ケース研究会等も行われている。今後の課題としては、上述の教育訓練体制の洗練、充実とともに、資格取得後または大学院修了後すぐに、高度専門的な技量が社会的に求められているという現状に鑑みて、教員スタッフが責任を持って指導に当たるのが数ケースで足りるかという問題、また、学生の臨床心理士としての資質や適性をいかに見極め、仮に不適格と判断される学生がいた場合、どう対処すべきかなどの問題が挙げられる。

## 「学外実習施設からの提言」

正田病院 岡 秀樹

私の勤務する精神病院は毎年、M1の院生の2週間にわたる実習を引き受けてきた。その経験をもとに、以下のことを述べた。

1. 実習生は、病院の仕組みや各業務の流れなどに触れて、実に豊かな体験をする。時には、私にとっては日常化した出来事を新鮮な感性で意味深く感じ取ったりもする。院生たちの実習日記には、貴重な体験が綴られている。
2. この実習は、他の医療関連職種の実習に比して、質量とも少ない。実習というよりも「見学」と呼ぶ方が相応しい。心理臨床の知識や技術は多岐にわたり、その職域も多岐にわたるので、その実習も病院に限定されてはならないが、病院を単に医療の場というよりも、心理臨床に固有の対話による理解・援助方法(「方法としての面接」)が実践される場として、もっと実習に活用されてもよいと考えられる。
3. 専門性を身につけるための本来の実習として活用されるためには、その準備として、対話による理解方法や精神医学的な知識・情報があらかじめ習得されているとよい(精神医学的な知識・情報の習得は、いうまでもなく、その効力や限界を理解し、心理臨床の固有の立場を確認するために、である)。
4. こうした実習内容の論議以上に、実はこの病院実習そのものが、制度的な矛盾や隙間の上に成り立っていることを考えなくてはならない。「臨床心理士」養成のための制度的な実習の一部が、「臨床心理士」に反対する「精神病院協会」の会員病院にて行われるというねじれは、養成機関が直視し、その解決に向けて取り組まなくてはならない現実である。

## 「実習先に院生を 送り出す側から」

駒沢女子大学大学院 門前豊志子

実習先に院生を送り出す側として、以下の4点から話題提供をさせて頂いた。

第1は、学外実習に送り出すに当たって、学内での授業や実習では、臨床心理士としてのアイデンティティ形成に向けて、臨床心理学の学問的独自性に基づく理解を深めると共に、心理臨床家としての姿勢のあり方、人間理解・個の理解への基本的態度や内的世界の共有の大切さなどについて考える場となる取り組みをしている。

第2は、実習先の要請と院生の実習に対する問題意識や動機づけ・意欲についてである。学外の実習先は、病院・児相及び中学校であるが、実習先の要請に十分応えられない院生も見受けられ、今後の検討課題となっている。

第3は、臨床心理士養成における本学での切実な課題として、①臨床家としての資質の問題である。資質に欠ける院生に対して、個人レベルでのスーパーバイズには限界があるため、組織としての共通理解の下で対応する必要性が考えられる。②心理学以外の学部出身者に対する学部での再教育の問題である。本学では編入制度がないことと、時間割との関係で履修が困難になっていることである。③臨床経験を民間機関などで積んできて、資格取得だけを目的とした年配の院生への対応についてである。方法論や考え方の固さを緩めて再構築できるかが不安要素になっている。

第4は、実習後のフィードバックについて、実習先で得た経験を、断片的な体験や知識で終わらせるのではなく、体系的理解へと結び付けていくことが必要であると考えられる。

以上の4点を踏まえて今後更に臨床心理士養成に力を注いでいければと考えている。

### 全体討論 要約

日本大学大学院 篠竹利和

3名のシンポジストによる話題提供の後、活発な全体討論がくり広げられた。以下、主なポイントを要約する。1) 学内実習施設で院生にケースを担当させ、そのケース数が増えるほど個人スーパービジョンを相当丁寧に行わなければならないが、教員の個人的な熱意や自己犠牲に依存してばかりでは発展を見込めない。修論指導と臨床指導というスタンスの異なる指導を同一の教員が担当するとなると「多重関係」の問題も発生する。それを避けるべく外部の臨床家と契約してスーパービジョンを依頼する方法があるが、その場合財源をどこに求めるかという問題も出てくる。このように、スーパービジョンをいかに体系化していくかは「臨床心理実習」が抱える構造的な問題となっている。2) 外部実習に関して、単なる「見学」で終わらない「クライアントと対話できる」形式を大学院サイドは希望しているが、その場合どこに責任を帰属させるかという問題があり、引き続き現場サイドと協議していかねばならない。3) 個人の心的現実に関わる職行為は臨床心理士に特異なものであり、こうした高度に専門的な職業に従事するに伴う責任性を教育していく、いわゆる倫理教育に関する質疑応答もなされた。4) 臨床家としての資質が疑われる院生をどのように指導していくかというシンポジストからの提言については、各指定大学院の共通課題として、今後さらに討論していく必要があることが確認された。5) その他、臨床心理学の専門性を保つために、「臨床心理実習」の担当教員は主に心理学プロパーの臨床心理士によって構成されるべきであるとの認定協会の見解があらためて示された。

## 特集：2 (財)日本臨床心理士資格認定協会に対するQ & A

会報編集委員会では、指定大学院にかかわるQ & Aを企画いたしました。昨年9月の第5回年次総会の折、ご出席された関係者の皆様にアンケートを実施させていただき、その題材を検討してまいりました。ご協力ありがとうございました。

第1回目のQ & Aとして、指定大学院とその院生の増加にともない、修了者の就職先の確保が困難な状況になっていると思われますので、その動向についてのご質問を採り上げさせていただきます。

ご回答は、(財)日本臨床心理士資格認定協会常任理事の田畑治先生にお願いいたしました。

今後も会員校の皆様からのご質問をお待ちしております。よろしく申し上げます。

会報編集委員会

### 指定大学院修了者の就労について

(財)日本臨床心理士資格認定協会  
常任理事 田畑 治

平成8年に資格審査規定が改正されたのに伴い、指定大学院を修了することが必須となり、現在指定校は136校になり、この制度での修了生が増加しています。修士修了後に臨床心理士資格認定試験の受験に備える傍ら、多方面に就労する者の数は近年増加し、就労先も多様な領域があります。例えば学校・教育領域、大学等の学生相談、医療保健領域（単科病院、総合病院など）、開業クリニック領域、児童養護・母子生活支援・高齢者福祉領域などがあります。（ただしスクールカウンセラーは都・府・県によっては、既に満杯になってきている上に、聞くところによりますと、単独校方式から拠点校方式に変更になり、勤務時間も短縮される方向性が出て、一人が得る報酬も減収になることが伝えられてきています。）

その他、臨床心理士として、産業領域や司法・

法務・警察関係領域への臨床心理士の採用の拡大が期待されてきている状況です。また個人開業領域を希望する者もあるかと予想されますが、資格取得直後の開業は問題があるといえます。

概して、まだ国民のこころの健康に関する臨床心理士の有効性が十分認識されていないこともある反面で、財政状況や他の条件で雇用が十分になされていない面も無きにしもあらずと思われる。

認定協会は、修士修了生の資格認定業務や質の向上の担保に主力を注いできている状況にありますが、他方、こころの健康保健に関するシステムが定着して、その資質が保証されることができないか、今後の課題として検討の余地はあります。

## 報告： 財団法人日本臨床心理士資格認定協会の主催 「臨床心理士養成専門職大学院情報交換の集い」

立正大学大学院 岡本淳子

専門職大学院をめぐって、認定協会主催による標記の催しが、平成17年10月14日（金）東京會館（東京丸の内）で行われました。文部科学省の担当者からも詳細な解説が行われましたので、会報編集委員の立場から報告いたします。

会場は指定大学院関係者で満席になり、このテーマに対する各校の関心の高さを感じさせました。事務局の報告によると71校の大学院から、関係者総数にして114名が出席されました。

大塚義孝先生（認定協会専務理事）がこの集いの趣旨説明を兼ねて開会の挨拶をされ、続いて次のような講演が行われました。

①工藤智規氏（認定協会顧問）：「専門職大学院の基本的考え方と具体化をめぐって」

②西阪 昇氏（文部科学省スポーツ・青少年局総括官）：「臨床心理士養成における現状の課題と専門職大学院」

③玉上 晃氏（文部科学省高等教育局高等教育企画課課長補佐）：「専門職大学院の許認可をめぐる現状と課題」

④野島一彦氏（九州大学専門職大学院人間環境学府実践臨床心理学専攻主任教授）：「臨床心理士養成の専門職大学院を開設して」

⑤藤原勝紀氏（京都大学大学院教授・本協会大学院教育体制検討委員会委員長：質疑応答）

西阪 昇氏の講演の中では、国家資格の動向にも触れながら、学校教育法第65条1項および2項に基づいて指定大学院と専門職大学院それぞれの特徴の説明や、指定校から専門職大学院への移行に係わる文部科学省の考え方などについて話がありました。

玉上 晃氏からは専門職大学院の設置認可申請に係わる必要事項や設置審査の観点、審査体制などについて詳細な資料提供とともに解説をいただき、各大学院が専門職大学院の設置を考える場合の必要事項がよく理解されました。

野島一彦先生からは専門職大学院を実際に開設してみて、教育課程や教官、院生などについて具体的な報告が行われました。専門職大学院教育での高度な専門性の養成が拝察され、教育における工夫や苦勞がほうふつとするものでした。

最後に藤原勝紀先生から、指定校から専門職大学院への移行の考え方や課題について明快なまとめがあり、聞く側にさまざまな角度からこの課題が理解できたという印象を残して閉会しました。

### 本連絡協議会 第6回大会年次総会開催予定のお知らせ

日時： 平成18年9月30日（土）午後2時より

場所： 未定（東京都内で開催予定）

詳細は、決定次第あらためて会員校各位にご案内いたします。まずはよろしくご予定ください。

## 臨床心理士養成指定大学院連絡協議会会員校 (131校 50音順)

- |                 |                 |                |             |
|-----------------|-----------------|----------------|-------------|
| 愛知学院大学大学院       | 京都教育大学大学院       | 大正大学大学院        | 兵庫教育大学大学院   |
| 愛知教育大学大学院       | * 京都光華女子大学大学院   | 中京大学大学院        | 広島国際大学大学院   |
| 愛知淑徳大学大学院       | 京都女子大学大学院       | 筑波大学大学院        | 広島大学大学院     |
| 青山学院大学大学院       | 京都大学大学院         | 帝京大学大学院        | 広島文教女子大学大学院 |
| 秋田大学大学院         | * 京都ノートルダム女子大学  | 帝塚山学院大学大学院     | 福岡教育大学大学院   |
| 浅井学園大学大学院       | 大学院             | * 天理大学大学院      | 福岡県立大学大学院   |
| 茨城大学大学院         | 京都文教大学大学院       | 東亜大学大学院        | 福岡女学院大学大学院  |
| 岩手県立大学大学院       | 金城学院大学大学院       | 東海大学大学院        | 福岡大学大学院     |
| 岩手大学大学院         | 熊本大学大学院         | 東京学芸大学大学院      | 福島大学大学院     |
| * 宇部フロンティア大学大学院 | 久留米大学大学院        | 東京家政大学大学院      | 佛教大学大学院     |
| 愛媛大学大学院         | 甲子園大学大学院        | 東京国際大学大学院      | 文京学院大学大学院   |
| 追手門学院大学大学院      | 甲南女子大学大学院       | 東京女子大学大学院      | 文教大学大学院     |
| 桜美林大学大学院        | 甲南大学大学院         | 東京成徳大学大学院      | * 別府大学大学院   |
| 大分大学大学院         | * 神戸松蔭女子学院大学大学院 | * 東京大学大学院      | 法政大学大学院     |
| 大阪市立大学大学院       | 神戸女学院大学大学院      | 首都大学東京大学院      | 放送大学大学院     |
| * 大阪樟蔭女子大学大学院   | 神戸親和女子大学大学院     | * 東京福祉大学大学院    | 北星学園大学大学院   |
| 大阪大学大学院         | 神戸大学大学院         | 東北大学大学院        | 北海道医療大学大学院  |
| * 大妻女子大学大学院     | 国際基督教大学大学院      | 東北福祉大学大学院      | 北海道教育大学大学院  |
| 岡山大学大学院         | 駒沢女子大学大学院       | 東洋英和女学院大学大学院   | 宮崎大学大学院     |
| 沖繩国際大学大学院       | 駒澤大学大学院         | * 常磐大学大学院      | 武庫川女子大学大学院  |
| お茶の水女子大学大学院     | 札幌学院大学大学院       | 徳島大学大学院        | 武蔵野大学大学院    |
| 香川大学大学院         | 静岡大学大学院         | 徳島文理大学大学院      | 明治学院大学大学院   |
| 学習院大学大学院        | 島根大学大学院         | 長崎純心大学大学院      | 明星大学大学院     |
| * 鹿児島純心女子大学大学院  | 淑徳大学大学院         | 名古屋大学大学院       | 目白大学大学院     |
| 鹿児島大学大学院        | 上越教育大学大学院       | 鳴門教育大学大学院      | 安田女子大学大学院   |
| * 金沢工業大学大学院     | 上智大学大学院         | 新潟大学大学院        | 山口大学大学院     |
| 川崎医療福祉大学大学院     | 昭和女子大学大学院       | 西九州大学大学院       | * 山梨英和大学大学院 |
| 川村学園女子大学大学院     | 白百合女子大学大学院      | 日本女子大学大学院      | 立教大学大学院     |
| 関西大学大学院         | 信州大学大学院         | 日本大学大学院        | 立正大学大学院     |
| 関西福祉科学大学大学院     | 眉山女学園大学大学院      | 日本福祉大学大学院      | 立命館大学大学院    |
| 岐阜大学大学院         | 聖心女子大学大学院       | 人間環境大学大学院      | 龍谷大学大学院     |
| * 九州産業大学大学院     | 聖徳大学大学院         | * ノートルダム清心女子大学 | 早稲田大学大学院    |
| 九州大学大学院         | 専修大学大学院         | 大学院            |             |
| 京都学園大学大学院       | 創価大学大学院         |                |             |

\*印は2005(H17)年度に入会された指定大学院です (16校)

## 編集後記

懸案の臨床心理士の国家資格化への論議がいくらか小休止の状態のなか会報第3号をお届けします。法案化の動向は予断を許しませんが、ここまで盛り上げてきたエネルギーをとりあえず蓄えながら、何とか活路を見出したいと思います。今回は、第5回大会の年次総会プログラムから臨床心理実習をめぐるシンポジウムを特集といたしました。個々の大学院をとりまく状況は違っても、抱えている問題点は共通するものが多いことをあらためて実感されたのではないのでしょうか。司会およびシンポジストとして発言され原稿をお寄せいただいた先生方に改めてお礼申し上げます。また、新しい試みとして会場でアンケートをお願いし、その中から1つを採り上げ、Q&Aの話題にさせていただきました。現在の

新しい動きとしては専門職大学院における臨床心理士養成があります。現在は九州大学院だけですが、10月の専門職大学院に関する情報交換の集いには、実に71校の関係者が参加されました。臨床心理実習を徹底的に行うカリキュラムを実施するのは困難ですが、多くの大学院が専門職大学院への移行に強い関心を示しています。(渡邊勉)

## 臨床心理士養成指定大学院連絡協議会報

第2巻 第2号 (第3号 Vol.2 No.2)

2006年(平成18年)3月31日発行

発行 臨床心理士養成指定大学院連絡協議会

編集委員: 岡田康伸・岡本淳子・篠竹利和・渡邊 勉

〒113-0033 東京都文京区本郷2-40-14 山崎ビル7階

(財)日本臨床心理士資格認定協会内

TEL: 03-3817-0020/FAX: 03-3817-5858

製作: 株式会社 至文堂